

平成30年度

三郷市国際交流協会

Misato International Association

総 会 資 料

日 時 平成30年5月13日(日)午前10時～

場 所 瑞沼市民センター 音楽室

次 第

1 開 会

2 あいさつ

3 来賓祝辞

4 議 事

議案第1号 平成29年度事業報告について

議案第2号 平成29年度収入支出決算について

—————会計監査報告—————

議案第3号 役員改選について

議案第4号 平成30年度事業計画（案）について

議案第5号 平成30年度収入支出予算（案）について

5 閉 会

議案第 1 号

平成 2 9 年度事業報告

1 総会

開催日	内 容	会 場
平成 2 9 年 5 月 1 4 日(日) 午前 1 0 時～ 1 1 時	平成 2 8 年度事業報告 平成 2 8 年度収入支出決算 平成 2 9 年度事業計画(案) 平成 2 9 年度収入支出予算(案) 参加者 3 2 名	瑞沼市民センター 4 階 音楽室

2 理事会

開催日	内 容	会 場
平成 2 9 年 4 月 1 9 日(水) 午後 7 時～ 9 時	総会提出議案	瑞沼市民センター 4 階 講座室 (2)

3 正副部会長会議

開催日	内 容	会 場
平成 2 9 年 4 月 1 0 日(月) 午後 7 時～ 9 時	【第1回会議】 理事会提出議案 総会通知 部会進行	瑞沼市民センター 4 階 講座室 (2)
平成 3 0 年 3 月 1 2 日(月) 午後 7 時～ 9 時	【第2回会議】 平成 2 9 年度事業報告・決算 役員改選 平成 3 0 年度事業計画(案)・予算(案) 総会通知における部会入会案内	瑞沼市民センター 4 階 講座室 (2)

4 部会

【総務部会】

開催日	内 容	会 場
平成 2 9 年 5 月 1 4 日(日)	総会受付にて「 会員証 」を発行 (新会員には入会時発行)	瑞沼市民センター
5 月 2 4 日(水) 午後 7 時～ 9 時	【第1回会議】 「三郷市国際交流協会だより第 37 号」について記事検討	瑞沼市民センター 4 階 講座室 (2)
6 月 2 1 日(水)	国際化推進部会会議にてボランティアが運営する日本語教室への施設使用料の補助決定	瑞沼市民センター

6月28日(水) 午後7時～9時	【第2回会議】 「三郷市国際交流協会だより第37号」について ゲラ刷り確認と内容再検討	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
7月	「三郷市国際交流協会だより第37号」の発行 2,500部 作成	
9月24日(日)	吉川市国際友好協会 Friendship Party に参加	
11月5日(日)	かつしか国際交流まつりを見学	
11月27日(月) 午後7時～9時	【第3回会議】 「三郷市国際交流協会だより第38号」について 記事検討 かつしか国際交流まつり見学の報告	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
平成30年 1月28日(日)	松伏町国際交流協会 New Year Party に参加	
3月	「三郷市国際交流協会だより第38号」の発行 2,500部 作成	
通年	「三郷市国際交流協会ホームページ」の記事更新	

【国際化推進部会】

開催日	内 容	会 場
平成29年 4月12日(水) 午後7時～9時	【第1回会議】 副部長選任 ※任期途中退任による 今後の部会運営について	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
5月31日(水) 午後7時～9時	【第2回会議】 副部長選任 ※任期途中退任による 日本語ボランティア養成講座 国際化推進イベント 国際理解講座	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
6月21日(水) 午後7時～9時	【第3回会議】 日本語ボランティア養成講座 国際化推進イベント 国際理解講座	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
8月9日(水) 午後7時～9時	【第4回会議】 国際化推進イベント 日本語ボランティア養成講座 国際理解講座 日本語教室の運営	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)

9月10日(日) 午後1時～4時	第3回ワールドキッチン開催 外国人と日本人の食文化交流 月見団子作り 参加者28名(外国人7名、日本人21名) 中国、パキスタン、フィリピン、スリランカ、ベトナム	瑞沼市民センター 2階 調理室・多目的室
9月20日(水) 午後7時～9時	【第5回会議】 国際化推進イベント 国際理解講座 日本語ボランティア養成講座 日本語教室の運営	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
10月6日～ 27日 毎週金曜日	日本語ボランティア養成講座開催 日本語のみで外国人に日本語を教える初歩的な手法を学ぶ 講師：奥村 裕子氏 受講者10名	北公民館 2階 研修室
11月8日(水) 午後7時～9時	【第6回会議】 国際化推進イベント 国際理解講座 日本語ボランティア養成講座 日本語教室の運営	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
12月6日(水) 午後7時～9時	【第7回会議】 国際化推進イベント 国際理解講座 日本語ボランティア養成講座 日本語教室の運営	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
平成30年 2月7日(水) 午後7時～9時	【第8回会議】 国際理解講座 国際化推進イベント 平成30年度国際化推進部会事業計画 日本語教室の運営	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
2月25日(日) 午前10時～ 午後3時30分	第4回ワールドキッチン開催(国際交流フェスタ内) 外国人と日本人の食文化交流 おしるこ作り	瑞沼市民センター 体育館
3月7日(水) 午前10時45分～ 午後0時25分	国際理解講座開催 外国人講師を学校に招き、出身国における文化について授業を実施 外国人講師1名(ブラジル) コーディネーター1名 6年生児童37名	桜小学校 視聴覚室
通年継続事業	日本語教室の運営 (毎週金曜日午後7時～北公民館) 各回スタッフ約10名 学習者10～15名	

【交流部会】

開催日	内 容	会 場
平成29年 4月20日(木) 午後7時～9時	【第1回会議】 農園事業 外国人と楽しむスポーツ交流会・懇親会 総会後の懇親会	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
5月14日(日) 午前11時30分 ～午後1時	総会後の懇親会開催 参加者29名	瑞沼市民センター 2階 多目的室
5月18日(木) 午後7時～9時	【第2回会議】 総会後の懇親会 外国人と楽しむスポーツ交流会・懇親会 今後の部会運営について	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
6月4日(日) 午後1時30分～ 5時	外国人と楽しむスポーツ交流会・懇親会開催 参加者95名(外国人51名、日本人44名)	瑞沼市民センター 体育館・2階 多目的室
6月15日(木) 午後7時～9時	【第3回会議】 外国人と楽しむスポーツ交流会・懇親会 農園事業 市民まつり	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
7月20日(木) 午後7時～9時	【第4回会議】 市民まつり 農園事業	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
8月17日(木) 午後7時～9時	【第5回会議】 市民まつり 農園事業	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
9月7日(木) 午後7時～9時	【第6回会議】 みこいくまつり 農園事業 市民まつり 国際交流フェスタ	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
9月9日(土) 午前9時～ 午後3時	みこいくまつり参加 やきそば屋台 来場者188名、115食販売	青少年ホーム
9月17日(日)	国際交流農園事業 収穫祭 荒天中止	
9月21日(木) 午後7時～9時	【市民まつり屋台出店者説明会】 出店場所決定 注意事項説明等	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
10月19日(木) 午後7時～9時	【第7回会議】 みこいくまつり 市民まつり 国際交流フェスタ	瑞沼市民センター 4階 和室

11月3日(金) 午前9時～ 午後4時	市民まつり参加 【外国料理屋台参加国】(9カ国) 中国、パキスタン、スーダン、ペルー、バン グラデシュ、ベトナム、ブラジル、トルコ、 エジプト 【ダンス参加国】(2カ国) ウズベキスタン、ネパール	におどり公園
11月16日(木) 午後7時～9時	【第8回会議】 市民まつり 国際交流フェスタ	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
12月14日(木) 午後7時～9時	【第9回会議】 国際交流フェスタ	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
平成30年 1月18日(木) 午後7時～9時	【第10回会議】 国際交流フェスタ	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
2月15日(木) 午後7時～9時	【第11回会議】 国際交流フェスタ 農園事業	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)
2月25日(日) 午前10時～ 午後3時30分	国際交流フェスタ開催 各国展示ブース・料理、紙芝居、桜小学校群 読・歌、彦糸小学校群読・歌、彦郷小学校バ トントワリング・ブラスバンド、スピーチリ レー、歌、踊り他 【展示参加国】(8カ国) ネパール、スリランカ、バングラデシュ、エ ジプト、ウズベキスタン、中国、ベトナム、 日本 【料理参加国】(4カ国) ネパール、バングラデシュ、スーダン、日本 参加者554名	瑞沼市民センター 体育館
3月18日(日) 午前10時～正午	国際交流農園事業 収穫祭開催 参加者25名(外国人10名、日本人15名)	国際交流農園
3月22日(木) 午後7時～9時	【第12回会議】 国際交流フェスタ 農園事業 総会後の懇親会 平成30年度交流部会事業計画	瑞沼市民センター 4階 講座室(2)

平成30年5月13日提出
三郷市国際交流協会
会長 矢野 操男

平成29年度収入支出決算

収入の部

(単位：円)

科目	当初予算額	収入済額	比較増減	備考
1 会費	295,000	249,000	△ 46,000	
(1) 会費	295,000	249,000	△ 46,000	個人会員 @2,000×61 @1,000×22 家族会員 @3,000×5 法人・団体会員 @10,000×9
2 補助金	600,000	600,000	0	
(1) 補助金	600,000	600,000	0	市補助金
3 寄附金	1,000	10,000	9,000	
(1) 寄附金	1,000	10,000	9,000	総会・国際交流フェスタご祝儀
4 諸収入	57,114	84,306	27,192	
(1) 諸収入	57,114	84,306	27,192	事業売上(みこいくまつり) 23,000 事業参加費等 16,300 市民まつり出店料 45,000 預金利子 6
5 繰越金	496,886	496,886	0	
(1) 繰越金	496,886	496,886	0	平成28年度繰越金
合計	1,450,000	1,440,192	△ 9,808	

支出の部

(単位：円)

科目	当初予算額	支出済額	残額	備考
1 会議費	153,000	130,751	22,249	
(1) 総会費	100,000	92,048	7,952	会場使用料、懇親会費用等
(2) 理事会費	3,000	1,000	2,000	会場使用料
(3) 部会費	50,000	37,703	12,297	会場使用料等
2 事務費	150,000	84,735	65,265	
(1) 消耗品費	20,000	4,410	15,590	事務用品等
(2) 印刷製本費	20,000	9,655	10,345	封筒作成
(3) 通信運搬費	70,000	55,670	14,330	はがき、郵送料
(4) 保険料	10,000	5,000	5,000	国際交流フェスタ保険料
(5) 備品購入費	20,000	0	20,000	
(6) 負担金	10,000	10,000	0	埼玉県国際交流協会負担金
3 事業費	1,130,000	821,888	308,112	
(1) 総務事業費	370,000	302,738	67,262	国際交流協会だより 167,616 ホームページ 7,642 会員証 20,000 他日本語教室支援 107,480
(2) 国際化推進事業費	220,000	98,344	121,656	日本語ボランティア養成講座 33,000 国際交流協会日本語教室 52,974 国際理解講座 0(埼玉県補助事業適用) 国際化推進イベント 12,370
(3) 交流事業費	540,000	420,806	119,194	国際交流農園事業 26,715 市民まつり 144,105 国際交流フェスタ 193,923 スポーツ交流会懇親会 44,593 みこいくまつり 11,470
4 予備費	17,000	0	17,000	
(1) 予備費	17,000	0	17,000	
合計	1,450,000	1,037,374	412,626	

収入済額 1,440,192 円
 支出済額 1,037,374 円
 402,818 円

差引残額 402,818 円は、平成30年度へ繰越をします。

平成30年5月13日提出
 三郷市国際交流協会
 会長 矢野 操男

平成29年度会計監査結果報告

平成29年度三郷市国際交流協会収入支出決算について
関係帳簿並びに証拠書類などを精査した結果、適正であり
ましたので報告いたします。

平成30年3月28日

三郷市国際交流協会

監事 増田吉男 

監事 豊田明美 

議案第3号

三郷市国際交流協会役員名簿（案）

	氏名	備考
名誉会長	木津雅晟	三郷市長
顧問	望月祐言	三郷市国際交流協会元会長
〃	矢野操男	三郷市国際交流協会前会長
会長	高野功	知識経験者
副会長	一條信	三郷市国際交流協会日本語教室代表
理事 総務部会長	田中欣一	知識経験者
理事 国際化推進部会長	成田眞一	知識経験者
理事 交流部会長	田村公平	知識経験者
理事	鈴木邦男	三郷市商工会
〃	高橋始	三郷市立小中学校長会
〃	坂下昇平	三郷ロータリークラブ
〃	小野寺隆	三郷中央ロータリークラブ
〃	小高好典	三郷ウェンズデーロータリークラブ
〃	香取潔	三郷鳩鳥ライオンズクラブ
〃	宇田川弘道	一般社団法人三郷青年会議所
〃	佐々木修	三郷市商工会青年部
〃	宮田博	越谷法人会三郷支部長
〃	マナnder ディネス	東京大学空間情報科学研究センター特任准教授
〃	竹之内満	国際交流ボランティアグループ 三郷日中友好会
〃	丸山一夫	国際交流ボランティアグループ Sat.com (サタデー トットコム)
〃	土屋健雄	国際交流ボランティアグループ 三郷インターナショナルコミュニティ
〃	姫野綾子	国際交流ボランティアグループ 三郷日本語教室
〃	小池常夫	知識経験者
〃	大野義昭	知識経験者
〃	藤井富子	知識経験者
〃	明星美貴子	知識経験者
〃	穴戸義弘	知識経験者
〃	森好弘	三郷市市民生活部長
会計を兼ねる理事	安藤茂子	知識経験者
監事	豊田明美	三郷市会計管理者
〃	増田吉男	知識経験者

平成30年度事業計画（案）

1. 会議

- (1) 総会の開催
- (2) 理事会の開催
- (3) 専門部会の開催
- (4) 正副部会長会議の開催

	事業名	内 容
総務部会	(1) 「三郷市国際交流協会だより」の発行	国際交流活動の写真取材および解説文等を使い記事を作成他、イベントの開催案内、お知らせ記事等を作成しこれらの構成を行う。 年2回（2,500部/回）発行し会員への配布、公共施設等で一般の方への配布を行う。
	(2) 国際交流協会ホームページの更新と管理	MIA サーバーへの最新情報のアップロード、不要データの削除などを行う。 ホームページは協会の事業や市内における国際交流活動についての開催予告、開催状況、PRしたい情報などを会員や市民に伝える。
	(3) 会員証の発行、他	国際交流協会会員に対し会員証を印刷・発行する。
	(4) 近隣の国際交流団体との交流の拡大	近隣市・町の国際交流団体と情報交換・交流の拡大を行う。
	(5) ボランティアにより運営されている日本語教室への支援	国際交流協会会員が主宰し、市内公共施設においてボランティアにより運営されている日本語教室に対して施設使用料を補助する。
国際化推進部会	(1) 国際理解講座の開催	国際意識高揚のため、小・中学校などにおいて講演会を開催する。
	(2) 日本語ボランティア養成講座の開催	在住外国人に対して、日本語指導を行うボランティアを養成するための講座を開催する。
	(3) 日本語教室の運営	市内及び近隣在住外国人が、日常生活に必要な日本語能力を習得できるよう、学習することを支援する。日本語を楽しく学びながら、地域との交流を図る。
	(4) 国際化推進イベントの実施	在住外国人と日本人が、日本文化及び異文化理解を深めるため、国際化を推進するイベントを実施する。
交流部会	(1) 総会後の懇親会	市内在住外国人と共に、新規会員等と交流を図る。
	(2) 国際交流農園事業	野菜を作りながら、畑で交流を深める。（収穫祭・農園パーティーなど年数回イベント開催）
	(3) 市民まつりへの参加 【外国人による屋台】	市民まつりに参加し、市民の国際意識の高揚と異文化理解に寄与する。
	(4) 外国人と楽しむスポーツ交流会	スポーツを通じ外国人同士、またその他の市民との交流を図る。教育委員会スポーツ推進課と共催する。
	(5) 国際交流フェスタ	各国の文化紹介などを通じ、相互理解と親睦を深める。

平成30年度収入支出予算（案）

収入の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較増減	備考
1 会費	249,000	295,000	△ 46,000	
(1)会費	249,000	295,000	△ 46,000	個人会員(一般) 61人 個人会員(学生・外国人)22人 家族会員 5家族 法人・団体会員 9団体
2 補助金	600,000	600,000	0	
(1)補助金	600,000	600,000	0	市補助金
3 寄附金	1,000	1,000	0	
(1)寄附金	1,000	1,000	0	
4 諸収入	57,182	57,114	68	
(1)諸収入	57,182	57,114	68	事業参加費等 預金利子
5 繰越金	402,818	496,886	△ 94,068	
(1)繰越金	402,818	496,886	△ 94,068	平成29年度繰越金
合計	1,310,000	1,450,000	△ 140,000	

支出の部

(単位：円)

科目	本年度	前年度	比較増減	備考
1 会議費	143,000	153,000	△ 10,000	
(1) 総会費	100,000	100,000	0	会場使用料等
(2) 理事会費	3,000	3,000	0	会場使用料等
(3) 部会費	40,000	50,000	△ 10,000	会場使用料等
2 事務費	120,000	150,000	△ 30,000	
(1) 消耗品費	10,000	20,000	△ 10,000	事務用品等
(2) 印刷製本費	20,000	20,000	0	封筒印刷等
(3) 通信運搬費	60,000	70,000	△ 10,000	切手代、郵送料等
(4) 保険料	10,000	10,000	0	保険加入料
(5) 備品購入費	10,000	20,000	△ 10,000	
(6) 負担金	10,000	10,000	0	埼玉県国際交流協会負担金
3 事業費	1,040,000	1,130,000	△ 90,000	
(1) 総務事業費	350,000	370,000	△ 20,000	国際交流協会だより発行・ホームページ管理料・会員証作成・他日本語教室支援等
(2) 国際化推進事業費	180,000	220,000	△ 40,000	日本語ボランティア養成講座・国際交流協会日本語教室・国際理解講座・国際化推進イベント等
(3) 交流事業費	510,000	540,000	△ 30,000	国際交流農園・国際交流フェスタ・市民まつりへの参加・スポーツ交流会懇親会等
4 予備費	7,000	17,000	△ 10,000	
(1) 予備費	7,000	17,000	△ 10,000	
合計	1,310,000	1,450,000	△ 140,000	

資料

三郷市国際交流協会会則

(名称)

第1条 この会は、三郷市国際交流協会（以下「協会」という。）という。

(目的)

第2条 協会は、市民が主体となった国際交流を推進、支援するとともに、異なる文化や習慣等について理解を深め、市民として共生できるような環境をつくり、もって三郷市の国際化を推進することを目的とする。

(事業)

第3条 協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 国際交流を目的とする事業の計画及び提供に関すること。
- (2) 国際化に関する情報の収集及び提供に関すること。
- (3) 国際化に関する意識の啓発及び普及に関すること。
- (4) 国際交流活動への援助及び協力に関すること。
- (5) その他前条の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 第2条の目的に賛同するものをもって協会の会員とする。

2 会員になろうとするものは、入会申込書により申し込み、次条に定める会費を納入した日から会員の資格を有する。

3 会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、退会させることができる。

- (1) 退会を申し出たとき。
- (2) 会費を1年以上納入しないとき。
- (3) 協会の名誉を著しく傷つけ、又は社会の公序良俗に反する行為を行った場合で、理事会の議決があったとき。

(会費)

第5条 会員は、次の区分に従い会費を納めるものとする。

- (1) 個人会員 年額 2,000円
 - (ア) 学生・生徒は、年額1,000円とする。
 - (イ) 外国人は、加入促進を図るため、年額1,000円とする。
- (2) 家族会員 年額 3,000円
- (3) 法人会員 年額 一口につき 10,000円

(4) 団体会員 年額 一口につき 10,000円

2 退会による会費の返還は行わない。

(役員)

第6条 協会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 理事 30名以内

(4) 会計 1名

(5) 監事 2名

(役員を選出)

第7条 会長及び副会長は、第13条に規定する理事会において選出する。

2 理事は、第15条に規定する正副部会長会議において選出する。

3 会計及び監事は、理事会において選出する。

4 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員の職務)

第8条 役員の職務は次のとおりとする。

(1) 会長は、協会を代表し、会務を総理する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(3) 理事は、理事会を構成する。

(4) 会計は、協会の会計事務を処理する。

(5) 監事は、協会の財産、会計及び業務の執行について監査し、総会に報告する。

(役員任期)

第9条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員が欠けた場合における補欠の役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、任期満了後も後任者が就任するまでの間は、その職務を行う。

(名誉会長及び顧問)

第10条 会長は、理事会の承認を得て、協会に名誉会長及び顧問を置くことができる。

2 名誉会長は、三郷市長をもって充てる。

(会議)

第11条 協会の会議は、総会及び理事会とする。

(総会)

第12条 総会は、毎年1回開催する。ただし、会長又は理事会が必要と認めた場合は、臨時総会を開催することができる。

2 総会は、会長が招集する。

3 総会は、次の事項を審議する。

(1) 予算及び決算に関すること。

(2) 事業計画及び事業報告に関すること。

(3) 会則の改正に関すること。

(4) 役員を選任に関すること。

(5) その他会長及び理事会が必要と認める重要事項に関すること。

4 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 家族会員は、その中の1名に限り議決権を有する。

6 法人会員及び団体会員は、その代表者に限り議決権を有する。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長及び理事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 理事会は、会長が招集する。

3 理事会は、次の事項を審議する。

(1) 総会への付議事項に関すること。

(2) 協会運営における重要事項に関すること。

(3) 補欠の役員を選任に関すること。

(4) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(専門部会)

第14条 協会の事業を円滑に推進するため、次の専門部会を設置する。

(1) 総務部会

(2) 国際化推進部会

(3) 交流部会

2 専門部会に関する事項は、会長が別に定める。

(正副部会長会議)

第 15 条 協会の運営について審議するため、正副部会長会議を設置する。

2 正副部会長会議は、会長及び副会長並びに前条に掲げる専門部会の部会長及び副部会長をもって構成する。

3 正副部会長会議は、必要に応じて会長が招集する。

(経費)

第 16 条 協会の経費は、会費、補助金、寄附金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第 17 条 協会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(事務局)

第 18 条 協会の事務を処理するため、三郷市市民生活部市民活動支援課内に事務局を置く。

(その他)

第 19 条 この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この会則は、平成 14 年 6 月 30 日から施行する。

(役員任期の特例)

2 協会の設立当初の役員任期は、第 9 条第 1 項の規程にかかわらず、平成 16 年 3 月 31 日までとする。

(会計年度の特例)

3 協会の設立年度の会計年度は、第 16 条の規程にかかわらず、設立の日から平成 15 年 3 月 31 日までとする。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 16 年 4 月 18 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成 18 年 4 月 22 日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成19年5月27日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成20年5月25日から施行する。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成25年5月19日から施行する。

附則

(施行期日)

この会則は、平成26年5月18日から施行する。

三郷市国際交流協会会則第19条の規定に基づき、平成22年4月28日理事会を開催し、理事の選任について承認を得たので次のとおりとする。

平成22年4月28日

三郷市国際交流協会
会長 石出 幸一

1. 団体及び法人推薦の理事は原則として1名とする。ただし、会長が必要と認めたときは、同一の団体又は法人から2名を限度として推薦することができる。
2. 同一の団体又は法人から2名の理事が選任された場合は、当該団体又は法人会員の会費のほか、個人会員の会費を納めることとする。

※会則第19条

この会則に定めるもののほか、必要な事項は、理事会の承認を得て会長が別に定める。

三郷市国際交流協会専門部会の運営に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、三郷市国際交流協会会則（以下「会則」という。）第14条の規程に基づき設置する専門部会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 専門部会の所掌事項は、次のとおりとする。

総務部会

- (1) 会員の募集及び会報紙発行等、協会のPR、広報に関すること。
- (2) 国際交流に関する情報収集及び提供に関すること。
- (3) 国際交流関連機関等との連携に関すること。

国際化推進部会

- (1) 日本文化及び異文化の理解に関すること。
- (2) 国際意識高揚のための講演会等の開催に関すること。
- (3) 日本語学習支援に関すること。

交流部会

- (1) 市内在住外国人との交流に関すること。
- (2) 外国人の生活相談に関すること。

(構成)

第3条 専門部会は、部会長、副部会長及び部会員で構成する。

(部会長等)

第4条 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

- 2 部会長は、理事会の承認を得て会長が指名する理事をもって充てる。副部会長は、部会員の互選により選出する。
- 3 部会長及び副部会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 4 部会長は、専門部会を代表し、専門部会の事務を統括するとともに、専門部会事業の企画及び実施に際し、その経過及び結果について、理事会に報告しなければならない。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故のあるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 部会長の欠員に伴う後任者の選任は、会則第13条第3項第3号の規定に従い、理事の後任の選任を理事会において行い、新たな部会長は、理事会の承認を得て会長が指名する理事をもって充てる。

(会議)

第5条 部会長は、専門部会を招集し、議長となる。

2 専門部会の議事は、出席会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、会長が理事会に諮り、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成14年6月30日から施行する。

2 専門部会の最初の会議は、第5条第1項の規定にかかわらず、会長が招集する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成17年4月13日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成25年5月19日から施行する。

事業に関する要綱

「三郷市国際交流協会日本語教室」要綱

平成22年 4月 7日制定

平成23年 2月23日改正

1. 総 則

- (1) 本日本語教室は、「三郷市国際交流協会日本語教室」（以下「日本語教室」という）と称する。
- (2) 日本語教室の通称を“三郷 にほんご ひろば”とする。
- (3) 本日本語教室は、三郷市国際交流協会（以下「協会」という）の承認によって運営されるものとする。

2. 目 的

- (1) 市内及び近隣在住外国人が、日常生活に必要な日本語能力を習得できるよう、学習することを支援する。
- (2) 市内及び近隣在住外国人が、日本語を楽しく学びながら、地域との交流を図ることを支援する。

3. 日本語教室主催者および運営担当者

主催者：三郷市国際交流協会

運営担当者：国際化推進部会

4. 協会の役割

- (1) 日本語教室の企画・運営のサポート。
- (2) 日本語教室、地域交流などに関する情報提供。

5. 役 員

日本語教室の運営に当たり、次の5名の役員を置く。

代 表	1名
副代表	2名
会 計	1名
監 査	1名

6. 役員任期

2年とする。ただし、再任を妨げない。

7. 役員選出

日本語教室ボランティアスタッフの合議により選出する。

8. 日本語教室開催場所・日・時間

- ・北公民館（住所：彦成3丁目7-19-101）
毎週金曜日（第五金曜日、年末年始、北公民館の休館日を除く。）
午後7時から午後8時45分
- ・高州地区文化センター（住所：高州3丁目60-1）
毎月第一、第三火曜日（年末年始、文化センターの休館日を除く。）
午後7時から午後8時45分

9. 日本語指導スタッフ（以下「スタッフ」という）

本日本語教室のスタッフは、外国人への日本語指導活動に興味があり、ボランティアとして無償で活動できる者とし、協会に日本語指導ボランティアとして登録をする。但し、日本語指導スタッフとしての経験、年齢、性別及び協会への加入の有無は問わない。

10. 活動内容

- ・外国人の日本語能力習得を支援する（日常会話、ひらがな、カタカナ、漢字の読み書きなど）
- ・日本および三郷市の習慣、風習、文化を紹介し、地域社会に溶け込めるよう支援する。

11. 本要綱の改廃

本要綱の改廃は、三郷市国際交流協会 国際化推進部会の承認の下実施する。

12. その他

ここに定めるもののほか、運営上必要な事項は三郷市国際交流協会国際化推進部会長が別に定める。

わたしたちのホームページをみてね!!

<http://www.misatoia.net/>



<Twitter>

<http://twitter.com/misatoia>

三郷市国際交流協会

【事務局】 〒341-8501 三郷市花和田648-1
三郷市役所市民活動支援課内
TEL 048-930-7714(直通)
FAX 048-953-7775